

知立市小・中学校保護者の皆様

知立市教育委員会
知立市小中学校長会

新型コロナウイルス感染者が出た場合の対応について

日頃は、学校教育にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

また、学校では、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めていますが、ご家庭でも感染防止に対し、ご協力いただきましてありがとうございます。

しかしながら、愛知県の感染者数は過去最多を更新し、知立市内でも感染者数が増えている状況です。そこで、知立市では、表題の件に関して、令和2年8月6日文部科学省より、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい様式」～の改訂について』の通知に基づき、衣浦東部保健所の指示の下、原則、下記のように対応しますので、よろしくお願ひします。

記

1. 感染が確認された場合の対応

(1) 児童生徒が感染した場合

当該児童生徒の在籍する学級（学年）を閉鎖又は当該児童生徒の在籍する学校を臨時休校（※1）とします。ただし、保健所の指示によっては、学級（学年）を閉鎖又は当該児童生徒の在籍する学校を臨時休校せず、該当児童生徒の出席停止措置のみになる場合もあります。

(2) 教職員が感染した場合

当該教職員の在籍する学校を臨時休校（※1）とします。ただし、保健所の指示によっては、当該教職員の在籍する学校を臨時休校せず、該当教職員の出勤停止措置のみになる場合もあります。

(3) 児童生徒及び教職員の同居家族が感染した場合

同居家族の方の対応は、保健所から指示があります。さらに、保健所の判断で当該児童生徒及び教職員が濃厚接触者と特定された場合は、当該児童生徒を出席停止（※2）、当該教職員を出勤停止（※2）とします。

※1：臨時休校等の期間：消毒等を行うため、感染が確認された日から原則3日間を臨時休校とします。

ただし、期間を延長する場合もあります。

※2：出席停止、出勤停止の期間：感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して原則2週間とします。ただし、保健所の指示により、期間を変更する場合もあります。

2. 保健所の判断で濃厚接触者と特定された場合の対応

(1) 保健所の判断で児童生徒が濃厚接触者として特定された場合

当該児童生徒を出席停止（※2）とします。

(2) 保健所の判断で教職員が濃厚接触者として特定された場合

当該教職員を出勤停止（※2）とします。

(3) 保健所の判断で児童生徒及び教職員の同居家族が濃厚接触者として特定された場合

同居家族の方の対応は、保健所から指示があります。さらに、保健所の判断で当該児童生徒及び教職員が

濃厚接触者と特定された場合は、当該児童生徒を出席停止（※2）、当該教職員を出勤停止（※2）とします。

※2：出席停止、出勤停止の期間：感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して原則2週間とします。ただし、保健所の指示により、期間を変更する場合があります。

3. 市内感染者が児童生徒、教職員及び学校関係者でない場合

臨時休校等の措置は原則とりません。引き続き、感染防止に努めます。

4. 感染確認等の連絡の徹底等、家庭へのお願い

(1) お子さんや同居家族の方が、感染もしくは濃厚接触者と確認された場合や感染の疑いがある場合は、感染拡大防止のため、速やかに学校に連絡いただくようお願いします。

(2) お子さんや同居家族の方が「息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合」や「発熱や咳など比較的軽いかぜ症状が4日以上続く場合」等は、衣浦東部保健所の「帰国者・接触者相談センター」【TEL 0566-22-1699】（24時間体制）または、「一般相談窓口」【TEL 0566-21-4797】（9時～17時）への相談をしてください。その際、相談した時点で学校へ連絡をしてください。さらに、PCR検査を受ける等の指示を受けたり、陽性あるいは陰性が判明したり等があれば、その都度、結果を速やかに学校へ御連絡ください。

(3) 授業時間内に児童生徒及び教職員が感染者として特定された場合、緊急下校する場合があります。また、夕方以降に感染者として特定される場合もあり、その場合は、夜間に次の日から臨時休校とする連絡をさせていただく場合もありますことをご理解ください。

(4) 臨時休校の場合、児童クラブ、放課後子ども教室も閉所となります。また、自主登校教室も実施しません。

(5) 新型コロナウイルス感染症のリスクをゼロにすることは困難であり、誰もがかかり得る感染症となっています。このことに関して差別や偏見が生じないように、冷静な対応をお願いいたします。

(6) 児童生徒及び教職員が感染者、または濃厚接触者として特定された場合、感染拡大防止の観点から、説明会等を開くことは行いませんので、ご理解ください。

(7) 新型コロナウイルス感染症の件で、学校に連絡したいことがありましたら、下記【連絡先】にお電話ください。

① 学校 (0566) 82-0575

② 学校契約携帯電話 (080) 4297-0883

③ 知立市教育委員会学校教育課 (0566) 83-1111

※①の電話が繋がらない場合、②、③の順にご連絡ください。

担当 学校教育課（伊藤・竹下）

電話 83-1111

内線 278

FAX 95-0161

E-mail:gakko@city.chiryu.lg.jp